

居宅介護支援にかかる人員及び設備基準について

(1) 人員に関する基準

職 種	資 格 要 件	配置基準
管理者	※主任介護支援専門員	専らその職務に従事する常勤の者1名
介護支援専門員（管理者との兼務可）	介護支援専門員	指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の者1名以上

※令和3年3月31日までの間は、管理者として主任介護支援専門員以外の介護支援専門員の配置を可能とする経過措置が設けられています。

【注】

- ① 「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達していることをいいます。
- ② 「専ら従事する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該事業以外の職務に従事しないことをいいます。
- ③ 介護支援専門員の数、事業所として担当する利用者数に応じて（利用者の数が35人又はその端数を増すごとに1名）配置してください。
うち1名は常勤の者であることが必要です。
なお、事業所で担当できる利用者数については、介護支援専門員数を常勤換算した人数に35件を乗じた件数となります。
- ④ 「常勤換算方法」とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。
- ⑤ 一人ケアマネ事業所の場合は、事務員を配置するなど常に連絡がとれる体制をとってくださるようお願いします。

(2) 設備に関する基準

設 備	内 容
事業の運営を行うために必要な広さの専用の区画	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室 職員、設備備品が収容できる広さを確保すること。 ・相談室 2名以上で利用可能であり、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮したものであること。 ・会議室 4名以上で利用可能であり、遮へい物の設置等によりサービス担当者会議等の内容が漏えいしないよう配慮したものであること。相談室との兼用は可。
必要な設備・備品	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業を実施するために必要な設備・備品 例) 机・椅子・鍵付き書庫等

【注】

個人の自宅等の場合は、個人の生活スペースと事業所スペースを明確に区分してください。